

「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」に関する実施要項

令和 8 年 3 月 1 2 日
文部科学省高等教育局長決定

第 1 通則

「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」（令和 8 年文部科学省告示第 28 号。以下「規程」という。）に基づく連続課程特例認定大学（規程第 1 条に規定する連続課程特例認定大学をいう。以下同じ。）の認定等については、規程のほか、この要項に定めるところにより行うものとする。

第 2 認定の基準

連続課程特例認定大学の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 連続課程特例認定大学としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- (2) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。
- (3) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日前 5 年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと（以下「法令違反等」という）。

大学の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。
 - ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

大学における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 3 条各号のいずれにも適合しないことをいう。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- (4) 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。
 - イ 申請目的
 - ロ 効果的な連続課程の編成（規程第 1 条第 4 項ロに規定する効果的な連続課程の編成をいう。以下同じ。）を行う研究科、課程又は研究科以外の基本組織（以下「研究科等」という。）
 - ハ 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程若しくは専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定

ニ 効果的な連続課程の編成の内容

認定を受けようとする大学においては、以下に示す事項等に十分留意し効果的な連続課程の編成を行うものとする。

- ① 効果的な連続課程の編成を行う学部（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 6 条に規定する学部以外の基本組織を含む。以下同じ。）及び研究科等における、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 165 条の 2 第 1 項各号に掲げる方針について、学部における教育及び研究科等における教育の連続性に配慮したものとする事
- ② 学士の学位を与える課程の修業年限は 4 年、修士課程等の標準修業年限は 2 年とされていることを踏まえ、分野特性も考慮しつつ、体系的かつ具体的なカリキュラムを編成すること
- ③ 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条で準用する大学設置基準第 30 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項並びに第 31 条（第 4 項を除く。）に基づく入学前の既修得単位等の認定及び科目等履修生等の制度などを活用し、修士課程等の標準修業年限又は在学期間を短縮する場合においても、適切にカリキュラムを編成し、十分な学修時間の確保を図ること
その際、当該効果的な連続課程の編成内容に応じて、教育上支障が生じないよう、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法によること
- ④ 客観的かつ厳格な成績評価・修了認定の基準を定めるとともに、これを予め学生に明示し、当該基準に従い、厳格な評価を行うこと
- ⑤ 学部における学修成果や修士課程等への進学に必要な資質について、大学院入学者選抜及びその他の適切な方法により、カリキュラム内の適切な時期に確認すること
- ⑥ 大学が自ら定める養成すべき人材像や、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる卒業又は修了の認定に関する方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）に応じて、留学やインターンシップ等の学外での多様な学びの機会を確保すること
- ⑦ 学生が効果的な連続課程の編成により編成された連続課程（以下「効果的な連続課程」という。）での学びを活かし進路選択・就職活動を行うことができるよう、インターンシップの充実など社会との円滑な接続に資する取り組みを行うこと

ホ 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と研究科等における教育の円滑な接続に資する根拠

認定を受けようとする大学においては、効果的な連続課程における養成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー及びそれらとカリキュラムの関係を具体的かつ明確に示すものとする。

へ 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置

認定を受けようとする大学においては、以下に示す措置等を講じるものとする。

- ① 効果的な連続課程でない学部及び修士課程等との教育研究上の目的の違いを踏まえ、効果的な連続課程の編成に必要な教育研究実施組織を編制すること
- ② 効果的な連続課程でない学部及び修士課程等と比べて短い標準修業年限又は在学期間の中で、厳格な成績評価及び修了の認定等が行われることも前提に、学生に対する適切な学修支援体制が構築されていること
- ③ 学生が効果的な連続課程での学びを活かしたキャリアパスを構築するための適切な支援体制を構築すること
- ④ 効果的な連続課程において教育を受ける学生が、進路を変更又はやむを得ない事情により課程の途中で学修継続を断念する場合における配慮を行うこと

ト 実施予定期間

チ 教育効果の検証に係る計画

認定を受けようとする大学においては、効果的な連続課程及び効果的な連続課程でない学部及び修士課程等のそれぞれにおける修了者及び修了者の進学先及び就職先への追跡調査等を行うことで、効果的な連続課程を修了した学生の社会での活躍等を評価するなどの取組を行うものとする。また、教育効果の検証に当たっては、教育効果の発現までに一定の期間を要する可能性があることを踏まえ、中長期にわたって検証を実施することが望ましい。

(5) 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第3 認定の申請

- (1) 認定を受けようとする大学の学長は、申請書(様式1)に申請計画書(様式2)及び連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類(様式3-1)を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
- (2) 他の大学の学部との間で行う効果的な連続課程の編成に係る場合にあっては、認定を受けようとする大学の学長は、(1)に掲げる書類に加え、大学院設置基準第42条第1項各号のいずれにも該当すること又は専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第45条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類(様式3-2)を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

第4 認定の手続等

- (1) 文部科学大臣は、第3の申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「連続課程特例制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の審

査を経て、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(2) 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、第3の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。また、文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が様式4により認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、運営委員会の審査を経て、当該認定期間を延長することができる。

(3) 文部科学大臣は、効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第5 公示

(1) 文部科学大臣は、以下の場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。

イ 第4(1)及び第6(1)の規定による認定をしたとき。

ロ 第4(2)の規定による認定期間の延長を認めたとき。

ハ 第6(2)の規定による変更の届出があったとき。

ニ 第10の規定による認定の取消しを行ったとき。

(2) (1)イの公示は、連続課程特例認定大学の申請計画書を踏まえ、効果的な連続課程の編成の内容、当該効果的な連続課程の編成を行う研究科等、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定及び実施予定期間を付して行うものとする。

第6 申請計画書の内容変更

(1) 連続課程特例認定大学は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)ロ、ハ及びトに掲げるものを変更しようとするときは、様式5により申請し、文部科学大臣の認定を受けなければならない。文部科学大臣は、運営委員会の審査を経て、当該認定を行うものとする。

(2) 連続課程特例認定大学は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)ロハ及びトに掲げるもの以外のものを変更する場合には、あらかじめ、様式6によりその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、この限りでない。

(3) (2)に係る変更について、申請計画書の内容を大幅に変更する場合には、新たな認定の申請を行うものとする。

第7 実施状況報告書等

(1) 連続課程特例認定大学は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度の終了後3か月以内に、文部科

学大臣に提出しなければならない。

(2) 連続課程特例認定大学は、インターネットの利用により(1)の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該事項を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって(1)の実施状況報告書の提出に代えることができる。

(3) 連続課程特例認定大学は、認定期間の終了後3か月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。なお、教育効果の検証に当たっては、教育効果の発現までに一定の期間を要する可能性があることを踏まえ、認定大学においては、教育効果検証報告書の提出完了後においても、中長期にわたって検証を実施することが望ましい。

第8 報告の徴収等

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

第9 措置の要求

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第10 認定の取消し

(1) 文部科学大臣は、様式7により、連続課程特例認定大学から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

(2) 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が、次のいずれかに該当するときは、運営委員会の審査を経て、当該連続課程特例認定大学の認定を取り消すことができる。

イ 偽りその他不正の手段により認定(第6(1)の認定を含む。)又は第4(2)の規定による延長期間の延長の認定を受けたとき。

ロ 効果的な連続課程の編成の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

ハ 第6(1)の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

ニ 第6(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ホ 第8の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同項の調査に応じなかったとき。

- へ 第9の規定による措置をとらなかったとき。
- ト イからへまでのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
- チ 認定された後に行われた機関別認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

第11 認定期間に係る特例

連続課程特例認定大学が認定を受けた日から当該連続課程特例認定大学に係る認定期間の末日までの間に入学し、研究科等における効果的な連続課程の編成に係る教育を受けている学生が在籍している間は、当該学生を対象とする場合に限り、当該認定に係る効果的な連続課程の編成を継続することができる。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

附 則

この実施要項は、令和8年3月12日から施行する。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定に係る申請書

連続課程特例認定大学としての認定を受けたいので、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第2条の規定に基づき、申請計画書及び連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類を添えて申請します。

申請計画書

申請目的	※大学が養成しようとする人材の在り方等に照らし、効果的な連続課程の編成の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。
効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科	※効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科の名称を記載すること。当該学部及び研究科等が複数にわたる場合は、当該学部及び研究科等の名称を全て記載すること。
効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定	※特例対象規定の条項（例：大学院設置基準第3条第3項）を記載すること。
効果的な連続課程の編成の内容	※大学が行おうとする効果的な連続課程の編成について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程に関する実施要項第2（4）ニ①～⑦も踏まえ具体的に記載すること。
効果的な連続課程の編成の実施が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠	※効果的な連続課程の編成の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資することを具体的に記載すること。 ※特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定が、効果的な連続課程の編成を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。
学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置	※効果的な連続課程の編成の実施について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程に関する実施要項第2（4）へ①～③も踏まえ具体的に記載すること。
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部及び研究科等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。
効果的な連続課程の編成の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。 ※効果的な連続課程の編成の取組に係るPDCAサイクルを

計画	機能させるための考え方（内部質保証）を記載すること。
----	----------------------------

注) 本申請計画書は4ページ以内を目安とし、必要な資料（例：詳細情報や工程表など。様式自由）は別途添付すること。

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類

- 1 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること	<p>※認証評価で、教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び見直しの体制について、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。</p> <p>※教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学のホームページの URL を記載すること。</p>
教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	<p>※「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）に示された事項の例^注を参考に、大学として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。</p> <p>※教育研究活動等の状況を公表している大学のホームページの URL を記載すること。</p>

- 2 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。

※申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学のホームページの URL を記載すること。

- 3 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

- 申請の日前五年以内において次の①～③のいずれにも該当しない。
- ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
- ② 財政状況が健全でなくなったこと。
- ③ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

注) 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項の例

各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SD の実施状況／GPA の活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学 IR の整備状況 等

大学院設置基準第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当すること又は専門職大学院設置基準第 45 条第 1 項各号のいずれにも該当することを証する書類

- 1 他の大学の学部との間で行う連続課程の編成について、当該他の大学が次のいずれかに該当すること。

次表右欄のうち該当するものについて左欄に☑を付し、必要書類を添付すること。

☐	<p>① 認定を受けようとする大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして令和 8 年文部科学省告示第 30 号に適合するものに限る。）が設置するもの</p> <p>※必要書類：認定を受けようとする大学院を置く大学、連続課程を編成しようとする他の大学、及び設置者の関係を示す書類（組織図等をホームページ上で公表している場合には、当該ホームページの URL 等）</p>
☐	<p>② 大学等連携推進法人（認定を受けようとする大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するもの</p> <p>※必要書類：大学連携推進法人の認定に係る通知書</p>
☐	<p>③ 認定を受けようとする専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大学の学部と当該専門職大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとして令和 8 年文部科学省告示第 31 号に適合するものに限る。）が設置するもの</p> <p>※必要書類：認定を受けようとする大学院を置く大学、連続課程を編成しようとする他の大学、及び設置者の関係を示す書類（組織図等をホームページ上で公表している場合には、当該ホームページの URL 等）</p>
☐	<p>④ 大学等連携推進法人（認定を受けようとする専門職大学院を置く大学の設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置するもの</p> <p>※必要書類：大学連携推進法人の認定に係る通知書</p>

- 2 認定を受けようとする大学院又は専門職大学院を置く大学が、次表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次表右欄に定める方針に沿って学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。

次表中欄のうち該当するものについて左欄に☑を付し、必要書類を添付すること。

☐	① 1①に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	令和8年文部科学省告示第30号の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針 ※必要書類：令和8年文部科学省告示第30号第2項に基づき文部科学大臣に届け出る同告示第1項第1号に規定する基本方針（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	② 1②に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	1②の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。） ※必要書類：大学等連携推進方針等、当該連携推進方針が示されているもの（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	③ 1③に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	令和8年文部科学省告示第31号の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針 ※必要書類：令和8年文部科学省告示第31号第2項に基づき文部科学大臣に届け出る同告示第1項第1号に規定する基本方針（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	④ 1④に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	1④の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。） ※必要書類：大学等連携推進方針等、当該連携推進方針が示されているもの（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）

3 認定を受けようとする大学院又は専門職大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項※についての協議の場を設けること。

認定を受けようとする大学院に当たっては令和8年文部科学省告示第32号、認定を受けようとする専門職大学院に当たっては令和8年文部科学省告示第33号に規定する事項について協議の場を設けていることを示す書類を添付すること。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定期間の延長に係る申請書

下記の理由により、連続課程特例認定大学の認定期間を、令和 年 月 日まで延長したいので、このことについて認定いただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第3条第6項の規定に基づき申請します。

記

認定期間の延長を申請する理由	
----------------	--

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の申請計画書の変更に係る申請書

下記のとおり、連続課程特例認定大学の申請計画書を変更したいので、このことについて認定いただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

変更箇所	該当するものに☑を付すこと。 <input type="checkbox"/> 効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科 <input type="checkbox"/> 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学 期間の短縮に係る規定 <input type="checkbox"/> 実施予定期間	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の申請計画書に係る変更届

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更箇所	該当する項目に☑を付すこと。 <input type="checkbox"/> 申請目的 <input type="checkbox"/> 効果的な連続課程の編成の内容 <input type="checkbox"/> 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠 <input type="checkbox"/> 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置 <input type="checkbox"/> 効果的な連続課程の編成の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		
変更年月日		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定の取消に係る申請書

下記の理由により、連続課程特例認定大学の認定を取り消していただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

認定の取消を申請する理由	
--------------	--

以上